押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令

（養蜂振興法施行規則及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「㊞」を削る。

一　養蜂振興法施行規則（昭和三十年農林省令第四十五号）別記様式

二　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令（平成二十一年農林水産省令第三十一号）別記様式

（卸売市場法施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「㊞」を削る。

一　卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）別記様式第一号から別記様式第七号まで

二　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）別紙様式第一号及び別紙様式第十一号

三　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十年農林水産省令第三十七号）別記様式

（国有林野台帳規程の一部改正）

第三条　国有林野台帳規程（明治三十九年農商務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
第十三条　新二林野若ハ事件ヲ台帳ニ登録シ又ハ之ヲ訂正若ハ削除シタルトキハ其ノ年月日及事由ヲ記載シ其ノ官庁ノ通知ニ因ルモノハ尚其ノ通知年月日及番号ヲ適宜ノ箇所ニ記載シ主任官吏之ニ記名スヘシ ②　前項ニ依リ台帳ノ登録ヲ削除若ハ訂正スルトキハ全部削除ノ場合ニ在リテハ欄外其ノ他適宜ノ場所ニ㊞ト記シ一部ノ削除又ハ訂正ノ場合ニ在リテハ原記載ヲ明瞭ニ存シ其ノ上ニ朱ノ二線ヲ劃スヘシ	**第十三条**　新二林野若ハ事件ヲ台帳ニ登録シ又ハ之ヲ訂正若ハ削除シタルトキハ其ノ年月日及事由ヲ記載シ其ノ官庁ノ通知ニ因ルモノハ尚其ノ通知年月日及番号ヲ適宜ノ箇所ニ記載シ主任官吏之ニ捺印スヘシ ②　前項ニ依リ台帳ノ登録ヲ削除若ハ訂正スルトキハ全部削除ノ場合ニ在リテハ欄外其ノ他適宜ノ場所ニ「削除」ノ印ヲ押捺シ一部ノ削除又ハ訂正ノ場合ニ在リテハ原記載ヲ明瞭ニ存シ其ノ上ニ朱ノ二線ヲ劃スヘシ

国有林野地籍台帳様式中「㊞」を「（氏名）」に改める。

（土地改良法施行規則の一部改正）

第四条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正前	改正後
（申請の同意等） **第九条**　法第五条第二項及び第四項の規定による同意を得る場合には、同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者及び法第五条第四項の農用地外資格者から書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による同意を得なければならない。 2　前項の規定により法第五条第四項の農用地外資格者の同意を得る場合には、その者が農用地外資格者である旨を明示しなければならない。 3　第一項の規定により同意を得る場合には、法第五条第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を添付しておかなければならない。 （審理員意見書の提出） **第十七条の三**　準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの（電磁的記録を含み、事件記録（準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。）に該当するものを除く。）とする。 一～三　（略）	（申請の同意等） **第九条**　法第五条第二項及び第四項の規定による同意を得るには、同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者の総数及び法第五条第四項の農用地外資格者の総数を記載した同意署名簿にその資格を有する者の署名（記名を含む。）及び押印を得なければならない。この場合において、同項の農用地外資格者の同意を得るときは、当該同意署名簿にその者が同項の農用地外資格者である旨を明記しておかなければならない。 2　前項の同意署名簿には、法第五条第二項の規定により公告した事項を記載した書面を添附しておかなければならない。 （新設） （審理員意見書の提出） **第十七条の三**　準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含み、事件記録（準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。）に該当するものを除く。）とする。 一～三　（略）